



証券コード 8909
2022年3月30日

株 主 各 位

福岡市中央区天神一丁目1番1号
株式会社シノケングループ
代表取締役社長 篠原英明

第32回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第32回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記報告事項を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、
期末配当金は、1株につき20.5円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、
株主総会参考書類等の電子提供措置導入に備えるとともに、株主総会と取締役会の招集権者及び議長について、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築並びに運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、所要の変更をいたしました。

なお、定款一部変更の内容は別紙のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、
篠原英明、霍川順一、三浦義明、玉置貴史、入江浩幸の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、入江浩幸氏は、社外取締役であります。

以 上

(別紙) 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>第1条～第11条 (省 略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第20条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によってあらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 当該取締役に差支えがあるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、<u>法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 当該取締役に差支えがあるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>第22条～第39条（省 略） 附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） （条文省略） （新 設）</p>	<p>第22条～第39条（現行どおり） 附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第 1 条 （現行どおり） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第 2 条 変更前定款第14条の削除及び変更後定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

以上